

理 由 書

生産緑地地区について、戸川地内、堀西地内、平沢地内、下大槻地内及び南矢名地内において、生産緑地地区の主たる農業従事者の死亡等により、生産緑地法第10条に基づき買取りの申出がなされ、その申出の日から起算して三月以内に当該生産緑地地区の所有権の移転が行われず、生産緑地地区内における行為の制限が解除されたことから、廃止及び縮小するものです。

今泉地内、東田原地内及び西大竹地内において、生産緑地地区の一部が公共施設等の用に供されたことから廃止及び縮小するものです。

沼代新町地内、下大槻地内において、生産緑地地区の一部で地積更正が行われたことから、面積を変更するものです。

戸川地内、平沢地内及び南矢名地内において、農地所有者から指定の申出がなされたため、生産緑地地区を追加及び拡大するものです。